

恵庭市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 9 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 19 号

恵庭市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

恵庭市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 35 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

現行						改正案					
第 1 条～第 31 条（略）						第 1 条～第 31 条（略）					
別表第 1～別表第 4（略）						別表第 1～別表第 4（略）					
別表第 5(第 23 条関係)						別表第 5(第 23 条関係)					
昇給号俸数表						昇給号俸数表					
昇給 区分	S	A	B	C	D	昇給 区分	S	A	B	C	D
昇給 の号	6	5	4	3	2	昇給 の号	6	5	4	3	2
俸数	5	4	3	2	1	俸数	4	3	2	1	0
備考	この表に定める上段の号俸数は条例第 5 条第 5 項括弧書及び同条第 6 項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、中段の号俸数は同条第 5 項括弧書の規定の適用を受ける職員に、下段の号俸数は同条第 6 項の規定の適用を受ける職員に適用する。					備考	この表に定める上段の号俸数は条例第 5 条第 5 項 規定の適用を受ける 職員に 、 下段の号俸数は同条第 6 項の規定の適用を受ける職員に適用する。				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。